

共済だより

K Y O S A I D A Y O R I

令和6年3月

任意継続
組合員

March 2024



ナキウサギ

CONTENTS

- | | | | |
|---------------------------------|---|-------------------------------|----|
| ● 資格喪失や住所変更等には手続きが必要です!! | 2 | ● 公立学校共済組合限度額適用認定証交付申請書 | 11 |
| ● 20歳以上60歳未満の方は国民年金への加入手続きが必要です | 3 | ● 給付金口座申出書 | 12 |
| ● 被扶養者について確認をお願いします! | 3 | ● 40歳以上74歳以下の方は「特定健診」を受けられます! | 13 |
| ● 任意継続組合員資格喪失申出書 | 4 | ● 任意継続組合員を対象とした令和6年度の厚生事業について | 14 |
| ● 組合員(被扶養者)住所変更申告書 | 5 | ● 指定宿泊施設利用補助について | 16 |
| ● 人間ドック(本人・配偶者)のお知らせ | 6 | ● 【第55回北海道教職員美術展】開催予定 | 16 |
| ● 令和6年度 任意継続掛金率のご案内 | 6 | ● 年金に関するお問い合わせ | 17 |
| ● ご注意ください! ~掛金の払込期限~ | 7 | ● ホテルライフオート札幌からお知らせ | 17 |
| ● 短期給付について | 8 | | |



編集

公立学校共済組合北海道支部

札幌市中央区北3条西7丁目 道教育庁福利課内



ご家族のみなさんでご覧ください。

<https://www.kouritu.or.jp/hokkaido/>

資格喪失や住所変更等には手続きが必要です!!

任意継続組合員の加入期間は、退職日の翌日から最大で2年間（途中で喪失することも可能）です。
次の事由が生じたときは、手続きをお願いします。

事 由	提出書類
2年間を満了するとき	※満了日の前に共済組合から「資格喪失証明書」及び 手続きの案内を適宜お送りします。
就職により他の健康保険に加入したとき →健康保険加入日に喪失	・任意継続組合員資格喪失申出書【P. 4】 ・任意継続組合員証（被扶養者証等を含む） ・新たに加入した健康保険証の写し
任意継続組合員でなくなることを希望するとき（国民健康保険への加入・家族の被扶養者になるなど） →申出書受理日の <u>翌月1日</u> 喪失	・任意継続組合員資格喪失申出書【P. 4】 ・任意継続組合員証（被扶養者証等を含む） ※ <u>4月1日から喪失を希望する場合、3月31日までに提出してください。</u> 受領後「資格喪失証明書」をお送りします。 ※月中途での喪失はできません。
組合員が死亡したとき →死亡した日の翌日喪失	※共済組合から手続きの案内をお送りしますので、ご連絡ください。
住所が変わったとき	・任意継続組合員住所等変更届出書【P. 5】
給付金の受領口座を変更したいとき	・給付金口座変更届出書【P. 12】 ※問い合わせについては「短期給付係 内線35-371～372」

各種手続きを希望される方は、共済組合にご連絡ください。手続きに必要な書類を送付します。

資格喪失後に組合員証等を使用して医療機関を受診した場合、共済組合が給付した医療費等を後日返納いただくこととなりますのでご注意ください。

以下、よくある質問をまとめて紹介します。参考にしてください。

Q1：4月1日から国民健康保険に加入したいのですが、3月に共済組合へ喪失手続きをしたあと（組合員証返納後）病院に行く場合どうしたらよいですか？



A1：組合員証がなければ全額自己負担となります。
この場合、共済組合へ療養費（3月受診分まで）を請求いただくと後日精算することができます。

お問い合わせは 資格認定係 ☎ 011-231-4111 内線 35-367 ～ 369

Q2：資格喪失後に国民健康保険に加入する場合、どのような手続きが必要ですか？ちなみに、家族の被扶養者になれますか？



A2：国民健康保険の場合、資格喪失した日から14日以内にお住まいの市区町村窓口で行います。その際、共済組合から発行する「資格喪失証明書」が必要となります。くわしくは市区町村窓口へお問い合わせください。

また、家族の被扶養者になりたい場合、家族の加入する健康保険制度によって基準や提出期限が異なるため、家族の勤務先へ事前にお問い合わせください。

20歳以上60歳未満の方は国民年金への加入手続きが必要です

任意継続組合員制度は、健康保険（保険証）を継続する制度であり、年金制度は継続されません。そのため、20歳以上60歳未満の組合員または被扶養配偶者の方は、ご自身で国民年金第1号被保険者へ種別変更の手続きが必要となります。手続きについてはお住まいの市区町村の国民年金窓口または最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

被扶養者について確認をお願いします！

退職時に認定されている被扶養者については、引き続き被扶養者証を発行しております。

任意継続組合員加入後、被扶養者の要件を備えるものが生じた場合（認定）や要件を欠いた場合（取消）、手続きに必要な書類をお送りするため、お手数ですが共済組合までご連絡ください。

なお、認定については任意継続掛金納付確認後に被扶養者証を発行します。

認 定

扶養の実態が発生した日から30日以内に書類を提出いただく必要があり、期限を過ぎた場合は共済組合が書類を受理した日からの認定になります。

取 消

他の健康保険に加入、収入の見込額が下表限度額を超えた場合は認定取消になります。（提出が遅れると追加書類を依頼することがあります。）
特に 65歳になられた方は、基礎年金が支給されるため収入の超過に注意が必要です。

《被扶養者の収入限度額》

区 分		恒常的な収入の限度額 括弧内は障害年金受給者又は60歳以上の被扶養者
年金・事業収入など	年額	1,300,000円（1,800,000円）未満
給与等	月額	108,334円（150,000円）未満
雇用保険の失業給付	日額	3,612円（5,000円）未満

お問い合わせは 資格認定係 ☎ 011-231-4111 内線 35-367 ～ 369

任意継続組合員資格喪失申出書

- (注) 1 必ず組合員証(被扶養者証等を含む)を添付してください。
2 資格喪失後に組合員証等を使用して医療機関を受診した場合、後日医療費を返納いただきます。
3 掛金前納後に資格喪失の申し出があった場合、未経過期間(資格喪失後)の掛金を還付します。
その際は共済組合から「掛金還付請求書」を送付します。

任意継続組合員番号 ※右づめで記入	枝番	任意継続組合員氏名 (フリガナ)	資格喪失証明書発行について
	00	(氏名)	再就職により、公立学校共済組合の被保険者となる方、長寿医療制度の適用となる方を除いて交付します。(送付先は届出者住所となります。)
任意継続掛金の納入状況		年 月分まで納入済	
任意継続組合員としての 資格喪失(希望)理由 (該当番号を○で囲んでください。)		1 任意継続組合員期間満了のため 2 死亡のため (死亡年月日 年 月 日) <u>※ 埋葬料請求書及び埋火葬許可証の写しを添付してください。</u> 3 他の保険等に参加し、被保険者となったため (加入年月日 年 月 日) <u>※ 新たに加入した健康保険証の写しを添付してください。</u> 4 国民健康保険に参加・家族等の被扶養者になるため (加入予定年月日 年 月 日) <u>※ 共済組合が申出書を受理した月の翌月の初日が加入予定年月日となります。</u> 5 再就職により、公立学校共済組合北海道支部の被保険者となるため (加入年月日 年 月 日) <u>※ 辞令の写しを添付してください。</u> 6 任意継続掛金未納のため (資格喪失年月日 年 月 日)	
地方公務員等共済組合法144条の2第5項の規定により、任意継続組合員でなくなる(ことを希望する)ので申し出ます。 公立学校共済組合北海道支部長 様 令和 年 月 日 〒 住 所 届出者 氏 名 (印) 電話番号 () ー			

共 済 使 用	資格喪失年月日				組合員証等返納日			
	年号	年	月	日	年号	年	月	日

(R4.2.1)

①-21

あて先

〒 060-8544 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目
公立学校共済組合北海道支部 資格認定係 行

被扶養配偶者(60歳未満)の住所が変更となった場合は必要に応じて「国民年金第3号被保険者住所変更届(①-27)」を併せて提出してください。
詳細は手びき第1章第8節をご確認ください。

組合員本人の住所は変更されますか？

☐ 被扶養者はいない

☐ 同居している被扶養者が組合員と同行する

☐ 別居している被扶養者は、組合員と別居のまま特に住所変更しない

☐ 組合員が住所変更することにより組合員と新たに別居になる（組合員が単身赴任するとき等）

☐ 組合員が住所変更することにより組合員と新たに同居になる（組合員が単身赴任から戻ってくるとき等）

☐ 組合員の住所変更とは別に、被扶養者も住所変更する

①	組合員住所									
	〒					住所		都道府県		

☐ 新たに別居になる ☐ 別居先の変更 ☐ 新たに同居になる ※住所記載不要 (氏名～生年月日は必須)	「新たに別居になる」場合で、「組合員が住所変更し、被扶養者は住所変更しない」 (組合員の専身社社員等)場合は住所の記載は不要です(氏名～生年月日は必須)				被扶養者氏名 カナ 漢字	性別 ☐ 男 ☐ 女	続柄 (養育など)	生年月日 年 月 日		共 済 使 用	続柄
	被扶養者別居先住所 〒 市 区 町 丁目 番 号 一 号 都 道 府 県										

新たに別居となる被扶養者が特別認定者の場合は、別居する被扶養者には組合員からの送金等による生計維持の要件が発生します。送金等の証明書類の提出については次回の資格確認調査にておこないますので遺漏のないようご注意ください。

支部受付印

令和 年 月 日	所 属 所 名 公立学校共済組合北海道支部長 様	〒 □□□□ - □□□□ ※任意継続組合員は証明不要です。連絡先電話番号のみ記載してください。
	職 印	電 話 番 号 () -) (R6.2.1)

人間ドック(本人・配偶者)のお知らせ

令和6年度に任意継続組合員期間が2年目となる35歳以上の組合員及び組合員の被扶養者として認定されている配偶者で35歳以上の方を対象に人間ドックを実施します。

お申し込みは、年1回、今回限りとなります。

人間ドックの受診を希望される方は、同封の申込書により

令和6年4月1日(月) <必着>までにお申し込みください。

なお、詳細は、14ページの「令和6年度厚生事業一覧」をご覧ください。

お問い合わせは 健康支援係 ☎ 011-231-4111 内線 35-370



令和6年度 任意継続掛金率のご案内

令和6年度の掛金率及び掛金の算定基礎となる標準報酬月額平均(上限額)は以下の通りです。

※率は千分率

	令和5年度	令和6年度
短期掛金率	93.20	93.20
介護掛金率	16.00	15.92
標準報酬月額の平均	410,000円	380,000円

(注) 退職時の標準報酬月額が「380,000円」よりも低い場合、退職時の標準報酬月額に掛金率をかけた金額が任意継続の掛金です。

退職時の標準報酬月額が「380,000円」以上の場合、「380,000円」に掛金率をかけた金額が任意継続の掛金です。

【例】

退職月の標準報酬月額が470,000円で、40歳以上65歳未満の場合の任意継続掛金(月額)の試算

	算定の標準となる額	掛金率	月額(円未満切捨て)
短期任意継続掛金	380,000円(上限)	× 93.20%	= 35,416円(A)
介護任意継続掛金	380,000円(上限)	× 15.92%	= 6,049円(B)
任意継続掛金月額合計	41,465円(A) + (B)		

お問い合わせは 経理出納係 ☎ 011-231-4111 内線 35-376・377

ご注意ください！～掛金の払込期限～

任意継続掛金は、加入時にお渡ししている納付書（払込書）により各金融機関から払い込んでいただきます。毎月の任意継続掛金にはそれぞれ払込期限がありますので、払い込み忘れないようにご注意ください。

～よくある質問～



Q1 毎月の任意継続掛金の払込期限はいつですか？

A 任意継続掛金は前月の末日が払込期限となります。

なお、退職後初回の払込みは退職日より20日以内（退職日を含む）が納入期日となります。



右の表は「3月31日退職（4月1日任継加入）の場合」の払込期限だよ。参考にしてね。

掛金	払込期限		
	毎月払いの場合	半期払いの場合	年払いの場合
4月分	4月19日	4月19日	4月19日
5月分	4月30日	4月30日	4月30日
6月分	5月31日		
7月分	6月30日		
8月分	7月31日		
9月分	8月31日		
10月分	9月30日	9月30日	
11月分	10月31日		
12月分	11月30日		
1月分	12月31日		
2月分	1月31日		
3月分	2月28日		



Q2 任意継続掛金の払込みを忘れたらどうなりますか？

A 払込期限（当該月の前月末）までに掛金が納付されない場合、**組合員資格を喪失します。**資格喪失後に任意継続組合員証を使用して受診してしまった場合は、共済組合で負担した医療費を後日返納していただくことになります。

～こちらも大切です～



任意継続掛金の「振込金（兼手数料）受取書」は大切に保管してください！！

金融機関で掛金を払い込むと窓口で「**振込金（兼手数料）受取書**」が手渡されます。

任意継続掛金は所得税や住民税の社会保険料控除の対象となりますので、確定申告の際、この「**振込金（兼手数料）受取書**」が納付証明書として必要となります。

ご利用になるまで大切に保管してください。

また、確定申告の際は1月～12月の間に支払った社会保険料を計上することになります。（一括払いの場合は加入月～翌年3月分の掛金額）詳しくは税務署等にお問い合わせください。

振込金(兼手数料)受取書			
令和 年 月 日			
金額	40,577円		
先方銀行	北海道銀行道庁支店	普	0312210
	北洋銀行道庁支店	普	0118491
受取人	公立学校共済組合北海道支部短期経理		
依頼人	N 123456 公立 太郎 様		
[備考]	短期分: 34,522円 介護分: 5,535円	手数料	
納付期限 令和 年 月 日 上記の金額正に受取ました。			
(取扱店)	銀行	店	収 入 印 紙
(取扱店 → 依頼人)			

お問い合わせは 経理出納係 ☎ 011-231-4111 内線 35-376・377

短期給付について

共済組合では、任意継続組合員や被扶養者の病気やけが、慶弔に際し、次の給付を行います。

自動給付 → 自動払いのため、手続きは不要です
手続必要 → 請求・届出の手続が必要です

◆ 病気やけがのとき

給付の種類	給付の要件	自己負担または給付額
自動給付 療養の給付 家族療養の給付	病気やけがにより、医療機関等で組合員証（被扶養者証）を使用して保険診療を受けたとき。	自己負担割合 ・ 70歳～74歳 : 2割又は3割 ・ 小学生以上 : 3割 ・ 小学校就学前 : 2割 ※共済組合が直接医療機関に支払います。
自動給付 訪問看護療養費 家族訪問看護療養費	指定訪問看護事業者から訪問看護を受けたとき。	
自動給付 入院時食事療養費 家族入院時食事療養費	入院時に療養の給付とあわせて食事の提供を受けたとき。	自己負担額 一食につき460円 (低所得者で共済組合に申請があった場合及び指定難病患者又は小児特定慢性疾患児童等は額の軽減あり)
自動給付 (受診月の通常3か月後) 高額療養費	同一診療での1か月の自己負担額（※）が一定の「限度額」を超えたとき、自己負担額から限度額を引いた額を給付します。 ※月ごと、人ごと、医療機関ごと、入院・外来は別々に計算します。 ※「限度額」は、任意継続掛金の算定の標準となった額により次のとおり異なります。	任意継続掛金算定標準額が28万円以上53万円未満の方（適用区分「ウ」） 限度額 80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 任意継続掛金算定標準額が28万円未満の方（適用区分「エ」） 限度額 57,600円 市町村民税非課税者の方（適用区分「オ」） 限度額 35,400円
高額療養費について、<u>予め限度額適用認定証</u>を取得して医療機関等に提示すると高額療養費相当額を窓口で支払う必要がなくなります。<u>限度額適用認定証</u>の交付を希望するときは申請手続きが必要です。適用区分「ウ」及び「エ」の方は11ページ掲載の申請書を共済組合までご提出ください。 なお、令和3年10月より健康保険におけるオンライン資格確認が開始され、対応する医療機関では限度額適用認定証を提示しなくても窓口負担額が軽減されます。ただし、医療機関ごとに開始の時期は異なるため、あらかじめ受診される医療機関に発行の必要があるか確認のうえ申請してください。 また、市町村民税非課税者の方が区分「オ」を適用するにあたっては、専用様式での事前申請が必須となりますので、共済組合までご連絡願います。		
自動給付 (受診月の通常3か月後) 一部負担金払戻金 家族療養費附加金 訪問看護療養費附加金 家族訪問看護療養費附加金	同一診療での1か月の自己負担額が25,000円を超えたとき。 (世帯合算の場合は50,000円を超えたとき。)	給付額 (同一診療での自己負担額) から 25,000円(50,000円)を引いた額 ※百円未満切捨て ※入院・外来は別々
手続必要 療養費、家族療養費	事情により組合員証を使用しないで受診したときや、医療用装具の購入等で全額自己負担したとき。	給付額 療養の給付又は 家族療養の給付と同じ
手続必要 移送費、家族移送費	療養の給付を受けるため病院等に移送されその費用を支払ったときで、共済組合が移送の必要を認めたもの。	給付額 移送に要した費用の範囲内の額

◆ 出産したとき

給付の種類	給付の要件	給付額
手続必要 出産費・同附加金 家族出産費・同附加金	組合員又は被扶養者が出産したとき ※直接支払制度を利用した方は、後日共済組合から必要書類を送付します。	法定給付 488,000円(※) 附加給付 50,000円 計 538,000円 ※産科医療補償制度に該当するときは法定給付に12,000円追加

◆ 死亡・災害のとき

給付の種類	給付の要件	給付額
手続必要 埋葬料・同附加金 家族埋葬料・同附加金	組合員又は被扶養者が死亡したとき。	法定給付 50,000円 附加給付 25,000円 計 75,000円
手続必要 災害見舞金	組合員または被扶養者が水震火災その他非常災害により、住居又は家財に1/3以上の損害を受けたとき。	損害の程度により異なります。 災害で被害を受けたときは、共済組合にご連絡ください。
手続必要 弔慰金 家族弔慰金	組合員または被扶養者が水震火災その他非常災害により死亡したとき。	組合員の死亡 任意継続掛金の標準となった額 被扶養者の死亡 上記の7割相当額

◆ 給付金の送金日

- 自動給付になるもの（高額療養費・一部負担金払戻金・家族療養費附加金）
→診療月の通常3か月後の10日に送金
- 療養費・家族療養費（装具費や医療機関の窓口で10割を自己負担した場合など）
→毎月5日までに受理した「療養費等請求書」について、翌月の10日に送金
- 上記以外の給付金
→毎月5日（傷病手当金は10日）までに受理した請求書等について、その月の28日に送金

◆ こんなときは療養費（家族療養費）の請求手続きが必要です

- 任意継続組合員証が届く前や緊急搬送等により、任意継続組合員証を提示できない状況でやむを得ず医療機関等を受診し、医療費を10割自己負担したとき
 - 海外でやむを得ず医療機関等を受診し、医療費を10割自己負担したとき
 - 医師の指示で治療用装具や弾性着衣を購入したとき
 - 医師の指示で9歳未満の被扶養者の小児弱視等の治療用眼鏡を購入したとき
- これらの場合、共済組合に療養費（家族療養費）の請求を行うことで、自己負担割合を除いた額の給付を受けることができます。

手続きについては公立学校共済組合北海道支部ホームページの「こんなときガイド」→「病気やけがをしたとき」をご覧ください。電話でお問い合わせください。
 （右の二次元コードからホームページにアクセスできます）



お問い合わせは 短期給付係 ☎ 011-231-4111 内線 35-371・372

◆ 交通事故や暴力事件で負傷したときは届出をお願いします



短期給付事業キャラクター
「タンキちゃん」

交通事故や暴力事件で負傷したときは…

- ①必ず警察へ届出してください
- ②加害者の氏名、住所、連絡先、保険会社を確認しましょう
- ③治療に組合員証を使用する場合は、共済組合へ電話連絡を!

組合員や被扶養者が、交通事故や暴力事件等の「第三者加害行為」により負傷した場合、その治療費は原則として加害者が全額賠償する責任を負います。

ただし、治療費をただちに加害者へ負担させることが困難な場合は、組合員証（被扶養者証）を使用して医療機関を受診することができます。

第三者加害行為の治療で組合員証（被扶養者証）を使用するときは、事故報告書等の提出が必要となりますので、速やかに共済組合へ電話連絡してください。

手続きのご案内をご自宅へ送付します。

◆ 短期給付制度についての注意事項

- 高額療養費や一部負担金払戻金などの自動給付のものについては、診療月の通常3か月後に給付しますので、手続きは必要ありません。
- 給付金は、共済組合で登録している指定口座に送金し、給付日の前に給付金決定通知書を登録住所あて郵送します。給付金決定通知書は再発行できませんので、所得税の医療費控除等で必要になる方は、大切に保管してください。なお、登録口座の変更をご希望の場合は、12ページ掲載の給付金口座申出書を共済組合までご提出ください。
- 確定申告の医療費控除に「医療費のお知らせ（医療費通知書）」を使用する方は、送付依頼書を共済組合へ提出してください。（様式はホームページの「お知らせ」内に掲載しています。）
- 重度心身障がいや指定難病など、都道府県や市町村から医療費助成を受けることとなった場合は、共済組合への届出が必要となります。
- 給付金の手続きや届出に必要な様式は、公立学校共済組合北海道支部ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

（アドレス <https://www.kouritu.or.jp/hokkaido/index.html>）

なお、様式のダウンロード及び印刷が困難な方は当支部から郵送しますので、お手数ですがご連絡ください。



北海道公立学校教職員互助会や教職員共済生活協同組合北海道支部等の類似事業につきましては、それぞれの団体が請求先（お問い合わせ先）になります。
お間違えのないようご注意ください。

お問い合わせは 短期給付係 ☎ 011-231-4111 内線 35-371・372

公立学校共済組合限度額適用認定証交付申請書

組合員証記号番号	公立北海道		枝番	(00)
組 合 員 氏 名				
組 合 員 生 年 月 日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 年 月 日			
所 属 所 名	(任意継続組合員)		職 名	
適 用 対 象 者 氏 名				
適用対象者生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 年 月 日			
入院・外来期間(予定)	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで			
※上記期間の開始日が申請年月日より前のとき、その理由をご記入ください。 (例) 治療費の支払いを保留しているため／医療機関から〇月〇日までに限度額適用認定証を提示するよう指示があったため、など ()				
適 用 区 分 (該当する項目にレ点を記入)	☐ ウ	任意継続掛金の標準となった額が、28万円以上53万円未満		
	☐ エ	任意継続掛金の標準となった額が、28万円未満		
支部受付印	上記のとおり申請します。 公立学校共済組合北海道支部長 様 令和 年 月 日 〒 - TEL () - 住 所 組合員 氏 名			

※ 元号及び適用区分欄については、該当する項目の□にレ点を記入してください。

この申請書の提出先

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目
公立学校共済組合北海道支部 短期給付係あて

給付金口座（新規・変更） 申出書

組合員番号(右詰めで記入)								枝番		共済使用	種別		※太枠内は記入しないでください。
								〇	〇				
組合員氏名(名義人名)								性別	生年月日				
カナ								☐ 男 ☐ 女	元号(漢字)	年	月	日	
漢字													
金融機関コード				店舗コード				口座番号(右詰めで記入)					
金融機関名	☐ 銀行 ☐ 労働金庫 ☐ 信用金庫 ☐ 信用組合 ☐ 信連 ☐ 信託銀行 ☐ 農協												
本支店名	☐ 本店 ☐ 支店 ☐ 出張所 ☐ 本所 ☐ 支所 ※ゆうちょ銀行の場合は店名(漢数字3桁)をご記入ください。												
支部受付印	給付金の口座振込について、上記のとおり申し出ます。 公立学校共済組合北海道支部長 様 令和 年 月 日 〒 - TEL () - 住 所 組合員 氏 名 ⑩												

記入上の注意

- 1 組合員本人名義の口座を記入してください。(本人以外の名義人名は登録できません。)
- 2 この申出は、月末までに提出されたものについて翌月28日以降の給付金支給から適用となります。
- 3 記入誤り・記入漏れがあった場合、給付金の支給が遅れる場合がありますのでご注意ください。
- 4 婚姻等により組合員氏名が変更となった方が、給付金口座を変更せずそのまま使用する場合、給付金口座(新規・変更)申出書の提出は不要です。(組合員証等記載事項変更申出書の提出は必要です。)

添付書類

この申出書には、給付金口座の銀行名、支店名、口座番号及び名義人が確認できるものの写し(通帳の写しなど)を添付してください。

この申請書の提出先

〒 060-8544 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目
公立学校共済組合北海道支部 短期給付係あて

40歳以上74歳以下の方は「特定健診」を受けられます！

公立学校共済組合では、40歳以上74歳以下の方を対象に、生活習慣病のリスクとなるメタボリックシンドロームに着目した「特定健康診査（特定健診）」を実施しています。

●特定健康診査の内容

対象者	40歳以上74歳以下の任意継続組合員とその被扶養者の方
検査項目	身長、体重、腹囲、肥満度（BMI）、血圧、身体診察及び質問票、尿検査、血液検査（脂質、肝機能、血糖）
受診方法	6月中旬に「特定健康診査受診券」と「実施機関一覧」をご自宅へお送りします。 (ただし、共済組合の人間ドック受診決定者を除きます) 受診券を受け取った後、お住いの市町村が実施する集団検診や、共済組合と契約している医療機関に予約をすることで受診できます。
検査費用	無料で受けられます！ (特定健診以外の検査を併せて受診した場合は、その分が自己負担となります)



受診できる実施機関は北海道全域はもちろん、全国各地にあります！

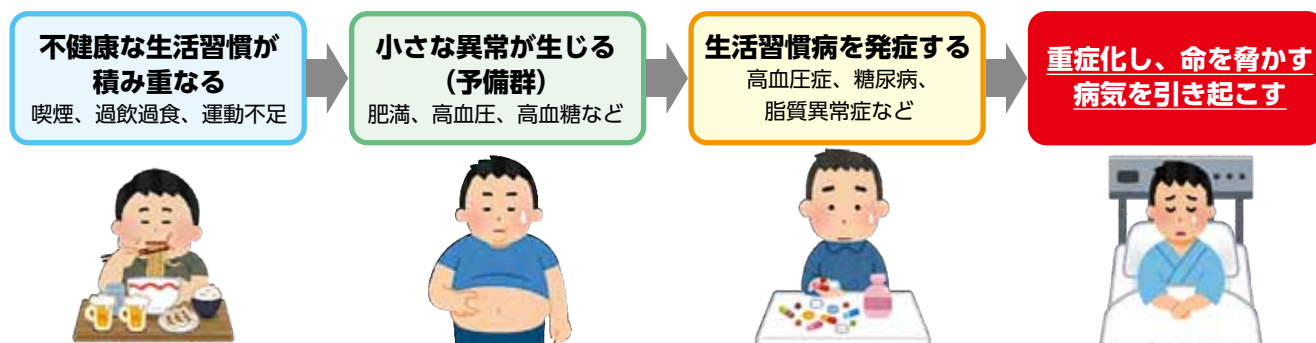
自費の場合 7,000 ～ 8,000 円
ほどかかる検査が**無料！**
このチャンスを逃さないで！



●おそろしい生活習慣病を防ぐために、年1回受診を！

日本人の死因の6割は、生活習慣病に起因するものです。

肥満、高血圧症、脂質異常症、糖尿病等などの生活習慣病は、自覚症状のないまま進行し、心筋梗塞、脳出血、腎不全やガンなど、致命的な病気を引き起こします。更に、一度生活習慣病にかかると、医療費や通院時間が長期にわたり暮らしを圧迫します。



生活習慣病は、特定健診等の定期的な健康診断を受け、生活習慣を見直すことで、早期発見や予防が可能です。

また、特定健診や人間ドックの結果でメタボリックシンドロームに該当するまたは予備群と判定された方には、無料で受けられる生活習慣改善プログラム「特定保健指導」をご案内します。

特定健診や特定保健指導を利用して、健康な体を維持しましょう！

お問い合わせは 企画福祉係 ☎ 011-231-4111 内線 35-363

任意継続組合員を対象とした 令和6年度の厚生事業について

任意継続組合員は、次の事業を利用することができます。くわしくは道庁代表電話【011-231-4111】をダイヤルし、担当係の内線番号でお問い合わせください。

令和6年度 厚生事業一覧

事業名	内 容	実施時期等
人 間 ド ッ ク 健康支援係 道庁内線35-370	健康の保持増進を支援するため、令和6年度に任意継続組合員期間が2年目となる方（本人）を対象に実施します。 （令和6年度に新たに任意継続組合員となられた方は、明年度の申込みとなります。） ●検診に要する費用 自己負担額 11,000円 マンモグラフィー検査の受診者 追加負担額 1,700円 子宮頸がん検査の受診者 追加負担額 1,300円 ●実施期間 令和6年5月から令和7年2月まで ●実施医療機関 道内の指定する医療機関	◆申込書類の送付 3月中旬に、対象者となる組合員に直接、申込書を送付します。 ◆申込み受付期間 令和6年4月1日までに申し込んでください。 ◆決定の通知 申込みのあった方に決定通知書（通知書は受診票になるものです。）を送付します。 ◆通知の時期 決定通知書は、令和6年5月上旬までに送付します。 ※なお、当支部が指定する地域の医療機関については対象となる組合員に直接、ご案内します。
配偶者人間ドック 健康支援係 道庁内線35-370	令和6年度に任意継続組合員期間が2年目となる組合員の配偶者（35歳以上の被扶養者に限ります。）を対象とした人間ドックを実施いたします。 ●検診に要する費用 自己負担額 11,000円 マンモグラフィー検査の受診者 追加負担額 1,700円 子宮頸がん検査の受診者 追加負担額 1,300円 ●実施期間 令和6年5月から令和7年2月まで ●実施医療機関 道内の指定する医療機関	
宿泊施設特別利用者証の交付 年金相談室 ダイヤルイン 011-204-5889	全国の対象宿泊施設を組合員料金で利用できる「宿泊施設特別利用者証」を希望者に交付します。 （定年退職の方には退職準備セミナーで配布済みです。） ※ 任意継続組合員の方は組合員証を提示することで、組合員料金で宿泊できます。 ※ 利用対象者は、本人とその配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹です。 ※ 対象施設については、「公立共済やすらぎの宿」ホームページを参照してください。 ※ 組合員料金は施設ごとに異なりますので、予約の際に確認してください。	
介 護 支 援 企画福祉係 道庁内線35-361	組合員（任意継続組合員を含む）とその被扶養者を対象に、家族が要介護者になったとき寝たきりにならない、しない、社会的入院をさせないための対応や心構えについて、実技を取り入れた介護講座を実施します。 6月中旬に開催のご案内を郵送します。	実施時期（予定） 7月下旬～8月上旬 会場未定 （全道7会場を予定） 受講料 無料 （ただし、交通費は各自負担）
第55回 北海道教職員美術展 企画福祉係 道庁内線35-366	教職員の美術作品を展示し、広く道民の関心を高め、その交流を図るとともに優れた作品を顕彰します。 ●応募作品……絵画・立体・書道・写真の4部門 ●応募方法……7月上旬頃お知らせする予定。 （10月上旬頃を目途に作品を提出して頂く予定です。） ●中 央 展……公募作品（入選以上）と招待作品を展示 ●地方移動展は今回から開催なし ※内容については変更することもあります。	●中央展 札幌市民ギャラリー 令和6年12月4日（水）～8日（日）

事業名	内 容	実施時期等
宿泊施設利用補助 企画福祉係 道庁内線35-364	組合員(教職員互助会の特別会員は除く)と被扶養者(小学生以上)が宿泊のため、当支部が指定する宿泊施設を利用する場合、宿泊料の一部を補助します。 ●補助額 1人1泊2,000円(年間3泊まで) ●指定宿泊施設一覧については、支部ホームページに掲載していますので、ご覧ください。 ●利用方法 ①事前に企画福祉係(内線35-364)へ電話等で申請書を請求してください。受付後、申請書をご自宅に郵送します。 ②申請書に必要事項を記入して、企画福祉係へ提出してください。 ③企画福祉係より「宿泊利用補助券」をご自宅に郵送します。 ④利用当日、チェックインの際に補助券を施設フロントに提出してください。 ●教職員互助会の特別会員は、従前どおり教職員互助会への申請となります。	補助対象期間 ●4月1日～翌年3月31日まで通年
札幌宿泊所利用補助 企画福祉係 道庁内線35-364	組合員(任意継続組合員を含む。)及びその被扶養者等が、札幌宿泊所(ホテルライフォート札幌)を利用する場合、次のとおり利用料の一部を補助します。 ●会議室利用補助 組合員及びその被扶養者がレクリエーション及び会合等で会議室を利用した場合、その会議室利用料の2分の1を補助します。※一室当たりの上限は30万円まで ●婚礼利用補助 組合員及びその子が婚礼を行う場合(組合員資格喪失後12ヶ月以内に婚礼を行うものを含む。)、費用の2分の1を補助します。 ※一人当たりの上限は20万円まで ●法要等利用補助 組合員及びその家族が法要等を行う場合(組合員が死亡したときその家族が法要を行う場合は、49日及び1周忌法要まで対象となります。)その費用の一部を補助します。 ・補助額 50,000円 ●施設利用補助(組合員証・被扶養者証をご提示ください。) (1)組合員及びその被扶養者が宿泊した場合、一泊につき一人あたり2,000円を補助します。 ※組合員・被扶養者合算で年度内12回まで (2)宴会及びレストランを利用した場合、一人あたりの利用料金が4,000円以上の場合は2,000円を補助します。 (3)年越しセットの購入の際は、1回2,000円の補助を複数回ご利用いただけます。 ※上限は本体価格の半額まで ※(2)、(3)の補助については組合員・被扶養者合算で年度内12回まで	
特定健康診査・特定保健指導 企画福祉係 道庁内線35-363	40歳から74歳までの組合員及び被扶養者を対象に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診及び保健指導を実施し、生活習慣病の予防を図ります。 ●対象者 令和6年4月1日から令和7年3月31日の間において40歳以上74歳以下の組合員(任意継続組合員を含む)及び被扶養者 ●実施項目 身体計測(身長・体重・BMI・腹囲)、診察、尿検査(糖・蛋白)、血圧測定、質問票(服薬歴・喫煙歴等)、血液検査(脂質検査[中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール]、肝機能検査[GOT・GPT・γ-GTP]、血糖検査[空腹時血糖又はHbA1c]) ●費用(窓口負担) 令和6年度は自己負担はありません。 ●特定健康診査 自宅あてに受診券を送付します(6月予定)。 なお、人間ドック又は配偶者人間ドックを受診する場合、特定健康診査を受けたものとみなされることから、受診券は発行しません。 ●特定保健指導 特定健康診査の検査結果により、生活習慣病の発生リスクに応じて「動機づけ支援レベル」及び「積極的支援レベル」該当者に特定保健指導を実施します。対象者の自宅あてに利用券を送付します(10月頃より順次予定)。 ●実施機関 公立学校共済組合北海道支部ホームページに特定健康診査・特定保健指導実施機関一覧を掲載します。受診等に当たっては、事前に本人が希望する健診機関に予約していただく必要があります。	

お問い合わせは 各事業名に記載しました担当係の内線番号まで ☎ 011-231-4111

指定宿泊施設利用補助について



◆指定宿泊施設利用補助の対象施設が変更されます。

令和5年11月10日に下記の施設が指定宿泊施設から**解除**されました。

管内	市町村	施設名	郵便番号	住所
オホーツク	北見市	温根湯ホテル 四季平安の館	091-0194	留辺蘂町温根湯温泉

令和5年12月31日に下記の施設が指定宿泊施設から**解除**されました。

管内	市町村	施設名	郵便番号	住所
オホーツク	網走市	オーベルジュ北の暖暖	093-0045	網走市大曲39-17

令和5年6月から下記の施設を指定宿泊施設から**解除**しています。

管内	市町村	施設名	郵便番号	住所
オホーツク	佐呂間町	海山美味の宿 サロマ湖 悠林館	093-0421	佐呂間町浪速118-1

また、『一般財団法人北海道公立学校教職員互助会』が指定補助している施設の中で、公立学校共済組合が指定をしていない施設が複数ございます。北海道支部ホームページなどでご確認ください。

補助利用の申請書類の取り寄せは下記の電話番号までご連絡ください。

お問い合わせは **企画福祉係 ☎ 011-231-4111 内線 35-364**

【第55回北海道教職員美術展】開催予定

令和5年度（第54回）は美術展を休止させていただきましたが、令和6年度（第55回）については事業内容及び実施方法等を大きく変更して、開催できるよう準備を進めているところです。

準備が整いましたら、**令和6年7月頃**に開催要項を北海道支部ホームページに掲載する予定です。

公立学校共済組合北海道支部ホームページ
<https://www.kouritu.or.jp/hokkaido/index.html>

年金に関するお問い合わせ

年金相談室では、年金についてのご相談に応じています。お気軽にご相談ください。

- 1 公的年金制度に関すること
- 2 年金の請求に関すること
- 3 年金に関する証明書等の発行
 - ・源泉徴収票 ・年金加入期間確認通知書
 - ・公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
 - ・年金受給権者 受取機関変更届



お問い合わせ先

月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く） 午前9時～12時、午後1時～5時

電話番号 011-204-5889

ホテルライフポート札幌

お祝いプラン

皆様の大切な日が思い出深い記念日となりますよう心を込めてお手伝いさせていただきます

賀寿・ご両家顔合わせ
結婚記念日・お食い初め 等
様々なシーンでご利用ください

結



和洋中特別会席料理 全9品
お一人様 12,100 円

和食	・刺身	・焼き物	・酢の物	・寿司
洋食	・肉料理	・デザート		
中華	・前菜	・魚料理	・肉料理	

特典

- 乾杯用スパークリングワイン
- ご長寿着無料貸し出し
- 会場費無料（2時間）

祝



和洋中特別会席料理 全9品
お一人様 9,680 円

和食	・刺身	・焼き物	・寿司	
洋食	・魚料理	・肉料理	・デザート	
中華	・前菜	・点心	・肉料理	

ランチ限定メニュー

慶

松花堂弁当お一人様 5,445 円



賀

和洋中会席料理 全8品 お一人様 7,260 円

和食	・刺身	・寿司	
洋食	・魚料理	・肉料理	・デザート
中華	・スープ	・魚料理	・肉料理

お食い初め膳 4,840 円



- ・赤飯 ・煮物 ・吸物 ・香の物
- ・和え物 ・菌固め石 ・焼き魚(鯛)

※入荷状況によりお料理の内容が変更になる場合がございます※ご利用は4名様より承ります※表示価格はサービス料・税込みです

ホテル ライフポート札幌
公立学校共済組合札幌宿泊所
〒064-0810 札幌市中央区南10条西1丁目

ご予約・お問い合わせ

営業予約 011-512-1632 (受付時間 9:00～18:00)
直通 通 ※日曜日・祝日は9:00～17:00となります

やすらぎと癒しの空間を お届けします

公式HP
ベストレート
保証



ご予約は公式ホームページからの
オンライン予約がお得です!



※大型車両はお問合せください。

ホテルライフオート札幌3つの魅力

Point 01 利用補助券を利用してお得に宿泊♪

一人一泊あたり **2,000円補助** (泊数制限あり)

※出張時は宿泊の利用補助券をご利用いただけません

令和5年
4月から

補助利用回数に上限が設けられました
※宿泊を対象に補助利用回数が年度内**12回**まで

※詳しくは、裏表紙の「札幌宿泊所利用補助事業のご案内」をご覧ください。

チェックイン時、組合員証をご提示。
二次元コード(QR)の読み取りで適用OK!



Point 02 緑に囲まれた癒しの空間

札幌市中心部でありながら、自然豊かな
中島公園・豊平川に囲まれた落ち着いた環境です。



Point 03 1日の元気の源! ご朝食はぜひレストラン「カランドリエ」で!! こだわりの道産食材を多数使用

羅臼昆布などこだわりの道産食材を多く盛り込んだ
お料理40品以上が楽しめる朝食バイキングです。



※写真はイメージです



長期滞在でも安心!
コインランドリー

場所
6階自動販売機コーナー

利用時間
7:00 ~ 23:00

ホテルライフオート札幌 LINE 公式アカウント

友だち募集中



友だち登録した日に使える!

お得で便利な
宿泊クーポンをゲット!



詳しくはホテル公式ホームページの
組合員専用ページをご覧ください

ユーザー名 **lifort**
パスワード **kyousai**



2024.4.1 Start

Photo Wedding

「写真の中の結婚式」

特別な日をずっと残るカタチに

嬉しいも、楽しいも、愛しいも

自分だけのスタイルで

あなたらしいフォトウェディングを



注目のフォトウェディング
貴方は *naturelle* 派? *clarté* 派?

naturelle 自然
～ナチュレ～
ロケーションフォトプラン

両家負担 **29** 万

中島公園・西洋館 etc

自然や文化財での撮影をいたします

大切な家族・友人と一緒に撮影も可能です

含まれる内容

- 洋装（新郎・新婦 各1点）
- 新婦ヘアメイク・着付け
- 小物一式
- 撮影データ 100 カット
- ブーケ・ブートニア（造花）

※土・日・祝日は 11,000 円(税込)追加となります
※和装に変更の場合 44,000 円(税込)追加となります
※入館料は実費となります

clarté 光
～クラルテ～
館内フォトプラン

両家負担 **25** 万

館内の素敵なフォトスポット etc

自然光・ライトアップ撮影をいたします

大切な家族・友人と一緒に撮影も可能です

含まれる内容

- 洋装（新郎・新婦 各1点）
- 新婦ヘアメイク・着付け
- 小物一式
- 撮影データ 100 カット
- ブーケ・ブートニア（造花）

※土・日・祝日は 11,000 円(税込)追加となります
※和装に変更の場合 44,000 円(税込)追加となります

♡ 成約特典 ♡

新郎新婦宿泊ご招待 または **ホテル食事券** プレゼント！

組合員様必見！施設利用補助券について

婚礼費用から **2 分の 1** 相当額を補助

※ご飲食は、補助の対象外です

■ 新郎・新婦が
双方対象の場合

最大 **40 万円** 補助

■ 新郎・新婦の
一方が対象の場合

最大 **20 万円** 補助

※詳しくは裏表紙ページの「札幌宿泊所利用補助事業のご案内」をご確認ください。

【ご予約・お問い合わせ】

Tel 011-512-1632 ブライダル予約直通

- 営業時間 / 9:00 ~ 18:00 ※日曜・祝日は 17:00 までの営業となります
- 駐車場 / 150 台（ブライダルのご利用時は無料）



公立学校共済組合北海道支部任意継続組合員の皆様へ 令和6年度札幌宿泊所利用補助事業のご案内



公立学校共済組合北海道支部の組合員証をお持ちの方が、
ホテル ライフォート札幌をご利用いただく際、以下の補助をご利用いただけます。

補助利用回数に上限がございます

- 宿泊・宴会・レストラン・テイクアウト商品を対象に補助利用回数が制限されています。
 - ご利用回数は、組合員及びその被扶養者等を含めて通算されます。
 - 上限を超過した場合及び補助利用に疑義がある場合は、利用者に確認の上返金を求める場合があります。
 - 各利用目的によって、補助の申請方法が異なります。
- 次の「札幌宿泊所補助事業一覧表」をご確認の上、ご利用ください。

札幌宿泊所利用者補助事業一覧表

利用目的	対象／年度内回数	補助額	申請方法
宿 泊	組 被 通 算 12回まで	お一人様一泊当たり 2,000円補助 ※公務による出張等は補助の対象外となります。 他の補助を併せて使ってさらにお得にご宿泊！ ①教職員互助会 指定宿泊施設利用補助(3泊まで) ※離島除く ②公益財団法人 日本教育公務員弘済会 北海道支部 宿泊施設利用 ③共済組合の福祉保険制度加入者さま【元気クーポン】 ※「元気づくりサービスコース」加入者が対象です。 ※詳しくは各機関へお問い合わせください。	チェックイン時に組合員証・被扶養者証の提示、二次元コード読み取りにより補助が受けられます。 ※組合員証・被扶養者証の提示がない場合は補助が受けられません。
レストラン 宴 会	組 被	お一人様当たりの利用金額 4,000円以上の場合 2,000円補助	ご利用時、組合員証・被扶養者証の提示と所定の施設利用補助券を提出してください。 ※施設利用補助券はホテルでもご用意しております
テイクアウト 商 品	通 算 12回まで	お一人様当たりの購入金額 2,000円以上の場合 1,000円補助 4,000円以上の場合 2,000円補助	商品ご購入の際に、所定の申込書または、インターネット申し込みの入力フォームに、組合員様の氏名と組合員番号を明記してください。 ※商品によって使用方法が異なります。詳しくは、申込用紙をご確認ください。
テイクアウト 商 品 (年越しセット)		お一人様当たりの購入金額 4,000円以上の場合 2,000円補助 ※販売価格の半額までを補助額の上限とし、複数回分(上限の範囲内)の補助が受けられます。	
会 議	組 被	会議室等利用料から 2分の1相当額を補助 ※1室当たり補助額上限30万円まで ※道費等公費によるお支払いは補助の対象外となります。	1.ご予約の際に補助を受ける旨をお申し出ください。 2.利用補助申請書は、ホテルまたは北海道支部までご請求ください。 3.利用補助券は、ご利用予定の5日前までに北海道支部企画福祉係に提出していただき、証明を受けてください。 4.証明を受けた利用補助申請書をご利用日、ホテルに提出してください。
法 要 (偲 ぶ 会) (お 別 れ 会)	組 家	ご利用利用料から 5万円補助	
婚 礼	組 子 ※お子様が被扶養者でなくても対象となります。	婚礼費用から 2分の1相当額を補助 ●新郎・新婦の双方が対象の場合 40万円上限 ●新郎・新婦の一方が対象の場合 20万円上限 ※ご飲食は、補助の対象外です。	※ご婚礼の補助は、任意継続組合員及び資格喪失後12ヶ月以内の挙式も対象となります。

対象者マーク：



組合員



組合員の被扶養者



組合員のお子様



組合員のご家族

札幌宿泊所利用補助事業
お問 合 せ

北海道支部企画福祉係

TEL 011-231-4111 内線 35-363 ~ 366

そ の 他 お 問 合 せ



ホテル ライフォート札幌
Hotel Liffort Sapporo

TEL 011-521-5211 (代表)